

高知県市町村教育長会議 長岡教育長講話

令和6年4月12日（金）

私の方から、市町村立学校の教職員の「サービスを監督する」という非常に重い責任を担う立場にある、お集まりの市町村教育長の皆さまに、強くご理解とご認識をいただきたいこと、2点についてお話をさせていただきます。

一つは、ハラスメントにかかること。そして、二つ目は、不祥事全般にかかることであります。

はじめに

まず、本県で発生した教職員間のハラスメント、この事案につきましては御存知のことと思いますが、加害を行った教員に非があったことは当然のこと、学校や市町村教育委員会、そして県教育委員会においても、その対応に課題があったものとして厳しいご指摘をいただいております。

県教育委員会としましては、今回、被害を受けられた方からのご意見や有識者の専門的知見からのご意見もいただきながら、その対応の課題検証と今後の対策の検討を行い、とりまとめを行いました。

その内容につきましては、このあと、担当課長から説明をさせていただきますが、その前に、私として、「県教育委員会の対応として強く反省し、考えているところ」、また、「市町村教育委員会や学校としても振り返り、取り組んでいただきたいこと」を述べさせていただきます。

まず事案の内容につきまして改めて説明をさせていただきます。

最初に、令和3年10月11日から同年11月5日まで、県立高知南高等学校におきまして実施された教育実習において、教育実習生が、指導担当教員からハラスメント行為を受けるといふ事案が発生したものであります。

教育実習生のハラスメントについての相談と訴えを受け、学校・県教育委員会は、指導担当教員や関係職員から事情聴取を行っておりますが、ハラスメントの事実認定を行えたのが翌年の12月という状況。そして、認定の事実も被害者に正確に説明できていない、そういったことがございました。

このような学校及び県教育委員会の対応から、教育実習生は、本県教育界に不信を抱き、教員になることを諦めるに至っております。

次に、土佐清水市立小学校の事案であります。令和2年、同校の教頭が、既婚者でありながら、講師に対して好意を持っている旨のメールを複数回送信。採用審査前には、県教育委員会事務局の幹部職員の名前を出し、口利きをするような発言も行うという事案が発生いたしました。同講師は、この経緯を校長に相談し、校長は市教育長に報告するとともに同教頭を指導いたしました。しかし、市教育長は県教育委員会には報告をしておりません。

令和4年、同じ教頭は、同校に赴任した別の講師に対し、執拗にSNSでメッセージを送

り交際を迫るなど、前回と同様のハラスメントを行っております。講師からの訴えを聞いた校長は、市教育委員会に報告をし、市教育長とともに同教頭に対し指導を行っております。しかし、同教頭は再び同講師の私生活を中傷するなど、ハラスメント行為を継続して行いました。その後、ようやく県教育委員会に報告があるなど、県と市町村との連携体制が十分に図られていない実態が明らかとなったものです。また、県教育委員会のその後の対応も、被害者の心情への寄り添いという点では不十分であり、講師の方やそのご家族を傷つけるところに至ったものであります。

この2名の講師の方も、このような状況から、教員になることを断念するに至っております。

被害を受けられた教育実習生及びお二人の講師の方々、さらにそのご家族の皆さまに、極めて精神的な苦痛をもたらし、夢を断念せざるを得ない状況に至らせてしまったこと、本当に申し訳なく、この場をお借りして心からのお詫びを申し上げるところであります。大変申し訳ありませんでした。

県教育委員会の対応についての反省

私として、まず第一に申し上げたいのは、これまで申し上げてきたような、本事案に対する県教育委員会の対応の不十分さ、体制の不備への反省であります。

このあと、担当課長からの説明でも、その検証の結果等についての詳細を説明させていただきますが、まず反省すべきは、「被害を受けられた方々に寄り添った対応が、われわれ県教育委員会として十分にできていなかった」ということです。この点について猛省をしなければならぬと考えております。

「被害者に寄り添った対応」とはどのようなことなのか。それはまず、「被害を受けられた方の言葉に十分に耳を傾け、その思いや辛さをしっかりと受け止め、そこから調査をはじめ」ということがなければならぬということだと思えます。

確かに、私ども県教育委員会は、任命権者として、事実関係を正しく明らかにし、必要に応じて適切な処分を実施しなければならない立場にあります。そして、懲戒処分等が不利益処分にあたる以上、慎重・丁寧に対応しなければならず、そのために一定の時間がかかざるを得ない場面もあります。事実が確定していない段階では、客観的な立場で「被害者」と「加害者とされる者」のそれぞれの話を伺う対応はしなければなりません。

しかし、事実の認定や、処分・量刑を検討する段階の以前の問題として、最優先に我々がとらなければいけないのは、まずは、「被害を受け、傷ついている被害者の方に寄り添う」ということを大前提とし、被害を受けられた方々のお気持ちに配慮し、真摯に対応することだと考えております。辛い経験をし、やっとの思いで相談してきた被害者を、県教育委員会の不十分な対応によってさらに傷つけたり、不信を抱かせることはあってはならないことです。

また、苦しさや傷つきを持つ被害者が、同性の職員の対応や、カウンセラーなどの心理の専門家の同席などを望む気持ちはなかったのか。心の中にある思いや訴えを十分に話ができる環境を作ることができていたのか。あるいは、実態がどのように動いているのか、調査

状況を適宜お伝えをし、また、致し方ない事情があるのであればそれを丁寧に説明し、被害者の方の不安を和らげることができていたのか。このような点についても、我々は十分な対応ができていなかったものと考えております。大いに反省しなければならない点があったと考えています。

また、「被害者に寄り添った対応」という点は、相談等を聞く対応の仕方だけに現れるものではありません。被害者の方の仕事をされる環境について注視をするということも極めて重要であります。それぞれに、「このままでは実習が続けられない」、「職場にいないことができない」という状況にあったわけで、まずは、被害者の方の心身ともに安全・安心を確保し、勤務環境を配慮するといった対応が我々にできていたのか。そのうえで、被害者の方が何か勤務上不利益を受けていないか、しっかりと確認したり、管理職や心理の専門家によるメンタルケア等を行うことができていたのではないか、やはり、この点でも不十分なところがあつたと考えております。

以上のような県教育委員会の反省すべき点については、繰り返しとなりますが、その詳細につきましてはこの後改めて担当課長よりご説明をさせていただきます。

まずは冒頭に、県教育委員会の本事案の対応についての反省すべき点を、今、申し上げさせていただきます。

市町村教育委員会・学校で取り組んでもらうこと

そのうえで、今度は、本日お集まりの市町村教育長の皆さまに是非とも真摯に「自分ごと」としてお考えいただきたいことがございます。そもそも、「なぜ学校でこのようなハラスメント事案が起こるのか」、そして、「事案が生じた時の学校や県・市町村教育委員会の対応で、なぜ被害者がさらに傷つくことがあるのか」ということであります。

この点について、様々な方から指摘されるのが、「学校や教育委員会の閉鎖性」、あるいは、「内々の論理への固執」であります。

時代は変わっております。また、変わり続けております。それなのに、「これがうちの基準」という学校や組織の価値観だけで、前例踏襲をする判断をしているところはないでしょうか。自分にとっての「当たり前」が相手にとっての「当たり前」ではありません。自分の組織の価値観が社会の共通する価値観ではないということを改めて理解する必要があります。

そのためにも、もっともこのハラスメントに対する正しい知識を身につけなければなりません。ハラスメントに対して無知・無自覚であってはなりません。「何が相手を傷つけるのか」を想像力をもって意識しなければなりません。そして、サービス監督権者である市町村教育委員会は、それを事務局の職員、そして管内の学校の教職員に正しく伝え、その理解・意識を広げていっていただかなければなりません。

真に「身内の教職員を守る」ことであれば、事後に「大事（おおごと）にしない」、そういったことにエネルギーをさくのではなく、事前に「そのようなことを管下の学校には起こさせない」ことに心血を注いでいただくべきであると考えます。

また、批判的に自身や周りの状況を捉えることが必要です。ハラスメント事案が発生した

際に、「被害を受けた」という意識と、「そのようなつもりでやったのではない」という意識との間には、大きな隔たりがあります。「そのようなつもり」という理屈が社会で成立することはほとんどありません。行った言動、それが客観的にどのように見られるのが全てです。ですから、管下の学校の教職員が行っている言動は「大丈夫だろう」ではなくて、「人を傷つけていないだろうか」「人の大事な権利を侵してはいないだろうか」と批判的に眺めてみる必要があります。「業務に関する叱咤叱責だから大丈夫だろう」なんていうことだけで許されるようなことは絶対ありません。それぞれに、「〇〇だから大丈夫だろう」という意識をお持ちではないか、自分自身に問いかけ直していただかなければならないと思います。そして、事務局職員や管下の学校の教職員に、そのような意識がないか、服務監督権者として、投げかけていただきたいと思います。

このようにして、組織全体として、「他者を大切にする」、「人権を大事にする」、「規範意識を持つ」、「風通しの良い環境をつくる」。このような職場に学校がなれるよう、その特性や風土を変える努力をしていかなければなりません。

そして、極めて重要なことは、我々はこの「他者を大切にする」といったようなことを本来子どもたちに教えるべき立場にあることを、もう一度自覚しなければならないと思います。

ハラスメント総括

いずれにしましても、若い志のあった方々の教員になりたいという希望を失わせてしまったことについては、冒頭にも申し上げましたように、被害を受けられた方々やそのご家族には改めて大変申し訳なく思うところであります。と同時に、本県の教育界にとって有望な若者に教職を諦めさせることに至らせてしまったことは大変残念なことであり、断腸の思いがします。そのような思いをもって、今後、県教育委員会として、今回の検証で浮かび上がった課題は、真摯に反省をし、同様のことが二度と起こらないようしっかりと対応していかなければならないと考えているところであります。

そして、学校におきましては、ハラスメントに対する無知や無自覚をなくすよう、そして仮に万が一事故が発生しても、適切な対応がとれるよう、校内研修等を確実に行っていただく必要があります。加えまして、市町村教育委員会には、服務監督権者としてそのような取組を学校にしっかりと働きかけ、また仮に、事故が発生した場合にも適切な対応をおとりいただくよう、ご留意いただく必要があります。学校内・組織内のこれまでの文化・風習を再度批判的に眺め直し、風通しの良い、全ての人の人権が大切にされる学校・教育環境へと改善していただくことが必要であると考えております。

なお、検証結果とともに、ハラスメントについて被害者から学校に相談があった際に、学校や市町村教育委員会において、どのような手順をとっていただくべきか、そして、「被害者の方に寄り添う」ことを含めて、どのようなことに留意していただくのか、といったことを明確に「見える化」した手順書も作成をしております。この後、この手順書の内容も担当課長から説明をさせますが、この手順のなかには、服務監督権者として市町村教育委員会にご対応いただきたいことも記載をさせていただいております。これらも含めて、本日お集ま

りの教育長の皆さまから事務局の担当職員、そして管下の学校の管理職をはじめとした教職員にしっかりと内容を理解していただけるよう、ご周知をお願いします。

そして、仮に事案が発生した際に、学校や市町村教育委員会における適切な対応と、手順書等で示した県教育委員会への報告等も含めた手順を徹底いただきたい。

なお、今回お示しする対策や手順書の内容につきましては、これで完全なものとは考えておりません。引き続き、被害者の方々、あるいは様々な県民の方々からご意見もいただき、適宜改善を図り、充実もさせていただきたいと考えております。ご承知おきいただければと思います。

不祥事一般について

そして、本県は、このハラスメント以外にも、様々な教職員による不祥事事案が続発していることは皆さんも御存知のことだと思います。私が就任した令和4年度に5件、昨年度は8件の計13件の不祥事事案について、懲戒処分を行いました。

うち市町村立学校につきましては、窃盗、わいせつ行為、酒気帯び運転、不適切な事務処理や文書偽造など5件発生しております。任命権者である県教育委員会として、県教育長として、大変重く受け止めており、また、児童生徒の皆さん、県民の方々に大変申し訳なく思っております。また、事案に関わる服務監督権者である市町村教育長の方々も、同じ遺憾と深謝の思いをお持ちになられているであろうと思います。

教職員の不祥事は、全国的にも課題とはなっておりますが、たった一人の教職員が起こしただけで、その学校に通う子どもたちに大きな動揺を生じさせ、影響を与えてしまうのは当然のこと、高知県の教育そのものへの信頼が失われ、他の献身的に頑張ってくださいている学校や教職員に対しての県民の方々からの評価も大きく下げることにつながることを、真に意識していただきたい。

このことは、これまで様々な場面で、お伝えをし、注意を促してきたところですが、それでもこのように不祥事が続発し、むしろ増えているという状況があります。今一度、本日お集まりの市町村教育長の皆さま方には、私の言葉を、あるいは危機感を胸に刻んでいただき、そして各市町村での服務に係る取組を振り返っていただき、ご自身の言葉で事務局職員や管内の学校に伝え、そして実際に行動をしていただきたい。

不祥事の要因と取組

よく「不祥事は、個人の性向や特性等によって発生する」という声を聞くことがあります。この言葉には、その後に「だから何をしても仕方がない」という意味が含まれているのでありましょうか。

確かに個人的な傾向や条件というものを否定するものではありません。また、当然、市町村の教育長の皆さまはご理解されていると思いますが、だからといって「何もしない」のは全くの見当違いであります。

不祥事が発生する場合、そこには環境的な条件や組織的な条件があることも述べられます。例えば、不祥事が起こりやすい組織は、コミュニケーションの自由度が低く、実際に必

要・円滑なコミュニケーションがとれていない傾向があるということも言われております。「職員が今、何を思っているのか、何に困っているのか、どれほどの強いストレスを感じているのか」といった、個人が置かれている環境条件などは、個々をよく観察し、コミュニケーションを取っていなければ分かりません。困難を相談できる雰囲気があり、また、職員が相互に注意し合い、カバーし合う組織であれば、これまで発生してきた事案のなかで防げたようなものは多くあるはずです。

悪い意味での「事なかれ主義」で、互いの状況等は見ても見ぬふりの、風通しの悪い「生ぬるい組織」では、誰が何に対して責任を持つのかの役割分担も不明確で、互いに高め合ったり、注意し合ったりということもありません。そうした組織が、避けられるはずの不祥事という事態につながってしまいます。皆さまの市町村の管下の学校は、失礼な言い方ではありますが、このような「生ぬるい組織」になっていないでしょうか。もう一度振り返っていただきたい。

決して一方通行ではない、双方向で、相手のことを理解し、信頼し合い、そのうえで本音で意見を交わせ、子どもたちのために学校運営や授業内容を高めようとする。そのような職場作りを日頃から各学校には強く意識していただくよう、市町村教育委員会の皆さまには是非とも各学校に促していただきたい。いわゆる心理的安全性も、職場での信頼関係が醸成されていって、自ずと高まっていくはずであります。

そして、そのような下地があれば、不祥事を起こさないためにも、あるいは不祥事が万が一起きてしまった時の対応の際にも、「この対応だけでは足りないだろう」「もっとこんなことをしなければならぬだろう」といった声が組織内から上がるようになると思います。

「不祥事は自分のところは関係ない」、「自分には関係ない」、事務局の職員や管下の学校の教職員で、このような思いである方はいらっしゃらないでしょうか。誰しも、厳しく辛い状況に置かれ、ストレスが大きくなることもあります。決して良くないことではありますが、残念ながら目の前の誘惑に負けてしまうこともあります。

「不祥事」の可能性はどこにでも、誰の前にも転がっています。だからこそ、「自分ごと」として捉え、これを起こさない組織づくり・意識づくりを、全員が真剣に話し合わなければならない。「全ての人間は強いものではない。むしろ人間は弱いものであります。だから罪を作らせない仕組みを作ることが人を守ることになる。」と思います。

さいごに

最後となりますが、実際のところ、各市町村においては問題意識をもって、様々にご努力をいただき、また、管下の学校でも真剣に不祥事防止等に取り組んでいただいている学校が多くあることは承知しております。そのような意味で、このような話を皆さんに話さなければならないこと自体が、辛く悲しいことであると思います。そして、本来、教職員は、子どもたち、保護者、そして地域の方々に夢や希望を与える存在であります。そのために、自分を磨いていくことをいとわない存在であるはずですが。

それが、一部の教職員の行為で、子どもたちから希望を奪い、県民の方々から期待を失わせる。「教員になろう」と思ったときの初志、子どもたちの成長を感じて「教職員になって

良かった」と思ったあの瞬間。ぜひ全ての教職員にはそれを思い起こさせて欲しい。高知県の教職員としての誇りを再度確認していただきたいと思います。

これまで、県教育委員会として反省すべきこと、そして各学校に対して市町村教育長の皆さまに改めてお伝えいただきたいこと、様々をお話しさせていただきました。私が本日お話ししたこと、これから担当課長がご説明すること、しっかりと教育長の皆さまにも受け止めていただき、事務局職員や管内の学校に教育長の皆さまの言葉として届けていただきたい。

教職員一人一人がその姿を子どもたちに自信を持って見せることができるように、ハラメントを含め不祥事が二度と生じることがないように、そして、二度とこのような講話がされることがないように。

県教育委員会として、しっかりと反省をし取り組むという決意を申し上げさせていただきました。あわせて、全ての本県の教育に関わる方々がこの不祥事案について「自分ごと」としてしっかり考え、意見を戦わせて取り組んでいただき行動していただくことを、改めて要請しまして、私からの講話とさせていただきます。